

岐阜県公報

第 二 千 六 百 四 号
平 成 二 十 六 年 十 二 月 五 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課) 七五七^ハ

告 示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課) 七五八

指定訪問看護事業者等の指定

(同) 七五八

指定訪問看護事業所等の所在地の変更届出

(同) 七五八

指定医療機関の廃止の届出

(同) 七五九

指定訪問看護事業者等の廃止の届出

(同) 七五九

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(同) 七五九

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 七五九

指定介護機関の廃止の届出

(同) 七六二

解除予定保安林とする旨の通知

(治山課) 七六六

道路の供用開始

(道路維持課) 七六七

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 七六七

規 則

岐阜県と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十九号

岐阜県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県と畜場法施行細則(昭和二十九年岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「と畜場番号」に改め、同条中「よると畜場別検印番号」を

「より知事が定めると畜場番号」に改め、同条の表中

場	検印番号	を	と	畜	場
名	と畜場番号	に改め、	同表大垣食肉供給センターの項を削る。		

と畜場番号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第六百七十三号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
はぎはら眼科	岐阜市土岐口南町二九	平成二六・六・一
エース薬局 船附店	養老郡養老町船附中代一三四三	同
たんばば薬局 新笠松店	羽島郡笠松町田代二七九二	同
ユタカ薬局羽島丸の内	羽島市竹鼻町丸の内七六〇	同
丸善薬局	安八郡神戸町大字神戸一一九一	同
中部薬品 中津茄子川薬局	中津川市茄子川字中畑一五一六七	同
中部薬品 恵那東野菜局	恵那市東野字浜井場二〇一七七	同
スギ薬局 土岐店	土岐市土岐口南町一一一	同
市民病院前薬局	大垣市南類町四八五二二	平成二六・六・四

岐阜県告示第六百七十四号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社笑顔いちばん	各務原市那加雄飛ケ丘町一七四六	訪問看護ステーション笑顔いちばん	各務原市那加雄飛ケ丘町一八八	平成二六・六・一

岐阜県告示第六百七十五号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地に変更があった旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条

の二の規定により告示する。

平成二十六年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業業者等の名称	指定訪問看護事業業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
----------------	------------------------	----------------	-----------------	-------

医療法人 録三 会	美濃加茂市太田町 二八二五	つるかめ訪問看護ステーション	旧 美濃加茂市太田町蔵ノ内二八二五	平成二六・五・一五
			新 美濃加茂市太田町二八二五	

岐阜県告示第六百七十六号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	廃止年月日
蜂須賀小児科医院	大垣市鶴見町藤沢二二六	平成二六・三・三一
きとう眼科高富診療所	山県市大字高富杉森二二一三	平成二六・四・三〇
益田調剤薬局	下呂市幸田一一九〇	平成二六・五・一

岐阜県告示第六百七十七号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該機関を廃止した旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二五二	新生メディカル訪問看護ステーション	高山市岡本町二一八二二	平成二六・四・一

岐阜県告示第六百七十八号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその

株式会社 ケアサービス	美濃加茂市本郷町六 七三〇	訪問看護	ケアーズ訪問看護リハビリ ステーションみのかも	美濃加茂市太田町二四 一八 一三 四階	同
有限会社 ケアサービス	美濃加茂市本郷町六 七三〇	介護予防 訪問看護	ケアーズ訪問看護リハビリ ステーションみのかも	美濃加茂市太田町二四 一八 一三 四階	同
株式会社 メディカルコー ポレーション	愛知県名古屋市中区泉 一 一九 八	認知症対 応型共同 生活介護	グループホームすみよしの 憩	可児市今渡字鳴子二三 四八 二	同
株式会社 メディカルコー ポレーション	愛知県名古屋市中区泉 一 一九 八	認知症対 応型共同 生活介護	グループホームすみよしの 憩	可児市今渡字鳴子二三 四八 二	同
株式会社 伴走社	東京都江東区越中島三 一 三 一三〇四	通所介護	茶話本舗デイサービス岐阜 羽島	羽島市福寿町平方三 七	同
有限会社 福田堂	高山市神明町四 九	居宅療養 管理指導	あ さ ひ 薬 局	高山市朝日町万石字中 野二二五 一	同
有限会社 福田堂	高山市神明町四 九	居宅療養 管理指導	あ さ ひ 薬 局	高山市朝日町万石字中 野二二五 一	同
一般社団法人明日の福祉を 考える人たち	愛知県小牧市北外山二 六 一 二 五	特定施設 入居者生 活介護	特定施設入居者生活介護 あすか	関市小瀬二〇九 一	同
一般社団法人明日の福祉を 考える人たち	愛知県小牧市北外山二 六 一 二 五	特定施設 入居者生 活介護	特定施設入居者生活介護 あすか	関市小瀬二〇九 一	同
あかねケアホールディング ス株式会社	愛知県名古屋市中区天白区 植田南二 二 一 〇	特定施設 入居者生 活介護	特定施設入居者生活介護 あかね	関市小瀬一五〇五 一	同
あかねケアホールディング ス株式会社	愛知県名古屋市中区天白区 植田南二 二 一 〇	特定施設 入居者生 活介護	特定施設入居者生活介護 あかね	関市小瀬一五〇五 一	同
もとす広域連合	本巣市宗慶三六五	介護予防 通所介護	もとす広域連合老人福祉施 設大和園	本巣市曾井中島一一五 六 四	同
もとす広域連合	本巣市宗慶三六五	介護予防 通所介護	もとす広域連合老人福祉施 設大和園	本巣市曾井中島一一五 六 四	同
もとす広域連合	本巣市宗慶三六五	短期予 生活介護	もとす広域連合老人福祉施 設大和園	本巣市曾井中島一一五 六 四	同

医療法人純真会	可児市下恵土三四四〇 六七八	居宅療養 管理指導	あんどうクリニック	可児市下恵土三四四〇 六七八	同
医療法人純真会	可児市下恵土三四四〇 六七八	介護予防 居宅療養 管理指導	あんどうクリニック	可児市下恵土三四四〇 六七八	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城 町一八四	居宅療養 管理指導	スギ薬局 高山中央店	高山市初田町三 四五	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城 町一八四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局 高山中央店	高山市初田町三 四五	同
株式会社ユニバーサルコーポレーション	岐阜市則武東二 一三三	居宅療養 管理指導	にんじん薬局	美濃加茂市西町五 三三	同
株式会社ユニバーサルコーポレーション	岐阜市則武東二 一三三	介護予防 居宅療養 管理指導	にんじん薬局	美濃加茂市西町五 三三	同

岐阜県告示第六百七十九号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する旧生活保護法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成二十五年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」と

いう。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定介護機関の名称等に変更があった旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
株式会社 新生メディカル	新 岐阜市橋本町二 五二	訪問介護	株式会社新生メディカル高 山営業所	高山市昭和町三 八〇	平成二六・四・一
株式会社 新生メディカル	旧 岐阜市宇佐南四 二〇一四	介護予防 訪問介護	株式会社新生メディカル高 山営業所	高山市昭和町三 八〇	同

岐阜県告示第六百八十号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する旧生活保護法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成二十五年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」と

株式会社 新生メディカル	新 岐本市橋本町二五二	介護予防訪問介護	株式会社新生メディカル多治見営業所	〇 多治見市白山町一三	同
株式会社 新生メディカル	旧 岐本市宇佐南四二〇一四				
	新 岐本市橋本町二五二				
	旧 岐本市宇佐南四二〇一四	居宅介護支援事業	株式会社新生メディカル多治見営業所	〇 多治見市白山町一三	同

平成二十六年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

いう。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
株式会社環境福祉基構	関市小瀬二〇九一	特定施設入居者生活介護	あんじゅの杜	関市小瀬一五〇五一	平成二六・四・三〇
株式会社環境福祉基構	関市小瀬二〇九一	介護予防特定施設入居者生活介護	あんじゅの杜	関市小瀬一五〇五一	同

平成二十六年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六百八十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

一 解除予定保安林の所在場所
郡上市大和町大間見字東大洞二〇八〇の二（次の図に示す部分に限る。）二〇八〇

の三、大和町栗葉字黒手一四二八の一・一四二九の一・一四三〇の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四二八の三、一四二九の四から一四二九の六まで、一四三〇の四、一四三二の一、字中並一四四一の一（次の図に示す部分に限る。）、一四三八の三、一四四一の四、一四四四の三

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 解除の理由
農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十二月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
古鼠川餅線		高山市国府町宮地字小野ヶ洞 二〇四番一地从先から 同 市同 町同 字同 二〇〇番一地从先まで	110.0	平成 二六・二・五	平成 一四・二・二六

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人かしもむら
- 三 代表者の氏名 中島 紀子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県津川市加子母三五一九番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、加子母の現状、将来に対して、地域の活性化に関する事業を行い、元氣なまちづくりに寄与することを目的とする。

平成二十六年十二月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社